

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、売上が減少した事業者様の事業継続を支援するため給付金を支給します。

門川事業所等応援給付金

支給額

最大20万円

(前年総事業収入額－減少対象月の事業収入額×12月)

支給対象者

事業を営む者であって次の(1)(2)いずれかに該当する者

- (1)法人:主たる事業所を町内に有する者
- (2)個人:町内に住所を有する者

主な要件

- (1)令和元年12月末までに開業している者で、令和2年1月から令和2年7月までのいずれかの月の事業収入額が前年同月比**25%以上50%未満減少**している者
- (2)今後も継続して事業を営む予定である者
- (3)国の持続化給付金の支給対象外である者
- (4)暴力団員又は暴力団関係者でない者
- (5)風俗営業及びこれに類する業種でない者

必要書類

- (1)申請書兼請求書※町ホームページからダウンロードできます。
- (2)帳簿・売上台帳等の写し(令和2年の事業収入減収月と前年同月のもの)
- (3)令和元年分の確定申告書等の写し(收受日付印が押してあるか受付日時が印字されていること。電子申告の場合は受信通知を添付)
- (4)通帳又はキャッシュカードの写し
- (5)運転免許証等本人確認ができるものの写し

申請方法

【申請期間】 令和2年6月17日～令和2年9月30日

- (1)郵送の場合 **※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、郵送での申請にご協力ください。**
宛先 : 〒889-0696 門川町本町1丁目1番地 門川町役場 まちづくり推進課
- (2)窓口で提出する場合(土・日・祝日は受付できません)
受付場所 : 門川町役場 西別館第一会議室 ※状況に応じて場所をまちづくり推進課へ移します。
受付時間 : 8:30～17:15(12:00～13:00を除く)

よくあるご質問

Q1 対象となる業種は？

A 商工業、農林水産業、介護・医療・福祉事業など幅広い業種が対象です。

Q2 2019年中に開業した場合も対象になりますか？

A 対象になります。
2019年の開業した月から12月までの月平均事業収入（売上）と2020年1月～7月までの月で事業収入（売上）が25%以上50%未満減少している月を対象に判断します。

Q3 5月の売上が40%減少しています。まだ国の「持続化給付金」の要件に達していないが、すぐに「門川事業所等応援給付金」を申請した方がいいですか？

A 「門川事業所等応援給付金」を申請していただくことは可能ですが、国の「持続化給付金」と両方の支給を受けることはできません。本給付金の支給を受けた後、国の「持続化給付金」の支給を受けた場合は、本給付金を返還していただくこととなります。